

マイナンバー制度施行に伴うお知らせ

【マイナンバー制度とは】

マイナンバーは、住民票を有するすべての方に1人に1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野において効率的に情報を管理し、複数の機関（国や地方公共団体）に存する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものです。

その目的は、社会保障・税制度の効率化や透明性をはかり、国民の利便性を高め公平・公正な社会を実現するために導入される制度です。

＜マイナンバー(個人番号)とは＞

住民票を有する全ての方に1人1つ付される12桁の番号で、一生使うものです。

平成27年10月から各市区町村より国民1人ひとりに住民票に記載されている住所へ「通知カード」(紙)が配布されます。

また平成28年1月以降、市区町村に申請すると本人確認ができる顔写真入りの「個人番号カード」(ICチップ搭載のプラスチックカード)が交付されます。同時に年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続きなどの申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

※法人には1法人に1つ13桁の法人番号が指定されます。個人番号(マイナンバー)と異なり、原則として公表されます。設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知が届きます。

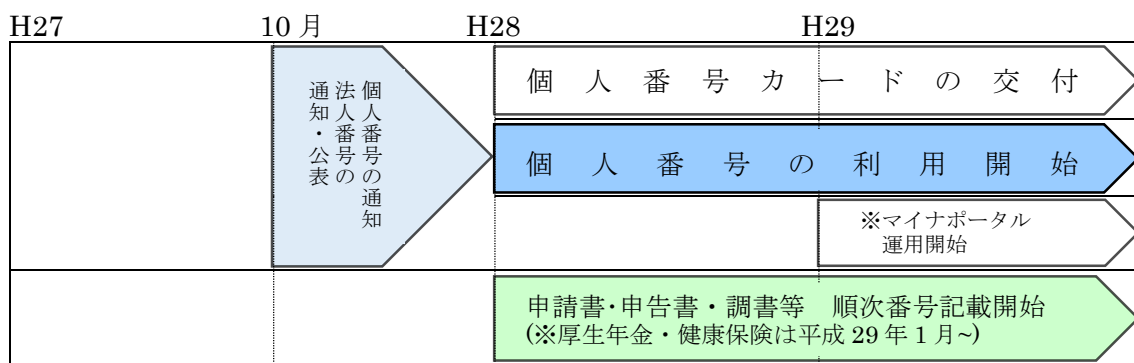
＜マイナンバーの取り扱い＞

マイナンバーは法律で定められた利用目的以外に取得・利用・提供することはできません。必要がある場合に限り保管が可能ですが、必要がなくなったら速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

またマイナンバーを取り扱う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。具体的な措置については特定個人情報保護委員会から「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」が示されています。

マイナンバーを不適正に取り扱ったり、他人のマイナンバーを扱っている人が正当な理由がないのにマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に提供した場合は、マイナンバー法により処罰の対象となります。

(マイナンバー制度スケジュール)



※マイナポータルインターネットで自分の情報を確認できるサービス

【マイナンバーの税分野における利用】

税の分野においては以下の申告などからマイナンバーの記載が必須となる為、皆様のマイナンバーをご提供いただき、当所にてお預かりする必要があります。

- ① 納税申告書
 - ・所得税・消費税（個人）平成 28 年分の申告書から。
 - ・法人税・消費税（法人）平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度に係る申告書から。
- ② 法定調書 平成 28 年 1 月以降に生じる金銭の支払等が行われるものから。
- ③ 申請書・届出書 平成 28 年 1 月以降に提出するものから。
- ④ その他

【当所の対応】

《人的安全管理措置》

- ・マイナンバーを取り扱う事務の範囲を明確にし、事務取扱い担当者を特定致します。また、事務担当者に対し監督を行い、特定個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに教育に努めます。

《物理的安全管理措置》

- ・マイナンバーが記載された書類及び磁気媒体等の盗難または紛失を防止する為、鍵付のキャビネット等にて大切に保管するように致します。
- ・マイナンバーの保管の必要が無くなった場合には、速やかにシュレッダーによる破棄ないしは、磁気媒体に記録したものは削除を致します。

《技術安全管理措置》

- ・パソコンのウィルス対策ソフトを更新するなどセキュリティー対策に努めます。

また上述の対策に加え、今後も特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に沿って、必要な安全管理措置を講じて行きたいと考えております。

どうぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月 1 日



櫻井会計事務所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-1-8 八重洲KTビル4階

Tel : 03-6228-7911 Fax : 03-6228-7912